



平成29年11月 日 配布資料			
担当課	担当	担当者	電話番号
可茂県事務所 福祉課	地域福祉係	近藤 篤	0574-25-3111(内線242)

障害者週間に係る街頭啓発 及び中濃地域の障がい者授産施設等による合同販売会 の実施について

この度、下記のとおり実施いたしますので、当日の取材について御配慮いただければ幸いです。

記

<障害者週間に係る街頭啓発>

1 日時及び会場

日時：平成29年12月9日（土）9時から10時まで

会場：アピタ美濃加茂店 中央出入口付近（美濃加茂市野笹町2丁目5番65号）

※下記の「中濃地域の障がい者授産施設等による合同販売会」と同時に実施します。

2 参加者

岐阜県自閉症協会（東濃ブロック可児地区）の会員

美濃加茂市福祉課、岐阜県障害福祉課、可茂県事務所福祉課の職員

3 目的

「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」の趣旨等を踏まえ、障害者週間に係る街頭啓発を実施する。

（県内各地でも同様の啓発活動を実施）

4 内容

「障害者週間」の告知、及び「障害者差別解消法」、「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」、「ヘルプマーク」、「障がい者マーク」等に関する普及啓発物品の配布を行う。

○参考

・「障害者週間」

12月3日～9日。障がい者福祉についての国民の関心と理解を深め、障がい者が社会のあらゆる活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的に、平成16年に障害者基本法により設定されました。

・「障害者差別解消法」

平成25年6月成立、平成28年4月1日施行。行政及び事業所による障がいを理由とする不当な差別的取扱いと、合理的配慮の不提供を禁止しています。

・「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」

障害者差別解消法と同じ平成28年4月1日に施行。障がいの有無にかかわらず、県民誰もが分け隔てなく共に安心して暮らせる共生社会を実現するため、県、市町村、障がい者関係団体、県民等が一体となって、障がい者に対する理解啓発のための教育の充実、幼い頃からの障がいのある人とない人の交流の促進等に取り組むことを定めています。

・「ヘルプマーク」

義足や人工関節を利用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方々が、バック等に身に付けることで、周囲の方に手助けを必要とすることや「見えない障がい」への理解を求めるもの。県では平成29年8月より配布しています。



・平成24年度に東京都が作成し、現在、多数の府県で導入が広がっている。

(平成29年10月末現在、13都府県※で導入済み)

※東京都、京都府、和歌山県、徳島県、奈良県、青森県、神奈川県、滋賀県、大阪府、岐阜県、栃木県、広島県、愛媛県（導入順）

<中濃地域の障がい者授産施設等による合同販売会>

1 日時及び会場

日時：平成29年12月9日（土）、16日（土）9時から16時まで

会場：アピタ美濃加茂店 中央口付近（美濃加茂市野笹町2丁目5番65号）

2 主催

中濃地区障がい者販売活動一個一個の会（事務局：あゆみ館）

3 参加事業所

9日（土）

- ・ふれあいの里可児作業所（可児市）
- ・つくしんぼ（加茂郡川辺町）
- ・可茂学園（可児市）
- ・ポプラの家（郡上市）

16日（土）

- ・あゆみ館（可児郡御嵩町）
- ・レインボーハートフル（関市）

4 販売内容（予定）

パン、焼き菓子、花もち、クッキー、ポップコーンの種、ぼかし、廃油石けん、生しいたけ、煎餅、布製品、竹製品 等

5 その他

- ・中濃地区障がい者販売活動一個一個の会は、中濃地区の障がい者授産施設等が連携して障がい者が働くことを通じて、社会参加の拡大と工賃向上を目指し、授産製品の販売促進を目的として活動しています。現在、中濃圏域の11団体（事業所）が加盟しています。
- ・アピタ美濃加茂店での授産製品の販売は、平成20年から毎月第1、2、3土曜日に加盟事業所が交代で実施しています。また、合同販売会は、12月と3月の年2回開催しています。